

運輸安全管理規定

(第1版)

制定 平21年7月1日

力ネ幸株式会社



(目次)

第一章 総則

第二章 経営の責任者の責務

第三章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第四章 輸送の安全に関する業務の実施及び管理

第五章 付則

第一章 総則

(目的)

第一条

この規程(以下「本規程」という。)は、貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第16条及び同法輸送安全規則第2条の3及び2条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上に努めることを目的とする。

(適用範囲)

第二条

本規程は、当社の一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(定義)

第三条

この規定で用いる用語の定義は、以下の通りである。

(1) 経営トップ

会社において、経営に関する最高の意思決定を行うとともに最終的な経営責任を負う個人(社長又は最高経営責任者)又はグループで、社員に対する指揮及び管理を行うもの。

(2) 安全マネジメント

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act(以下「PDCA」という。))のサイクルを活用して事業者全体の安全確保・向上を継続的に行う仕組みをいう。

(3) 安全に関する内部監査

安全統括管理者又は安全マネジメントを担当する要員で安全統括管理者が指名する者が、事業の安全が適切に確保されているか、安全マネジメントが適切に実施され、機能しているか等輸送の安全確保の状況について確認すること。

(4) 事業所

貨物自動車運送業務を行なう営業所をいう。

第二章 経営の責任者の責務

第四条

輸送の安全確保に関して、経営トップは次に掲げる事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な処置を講じる。
- (3) 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- (4) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第三章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第五条

1. 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
2. 経営トップは、各事業所における安全確保に関する声に真摯に耳を傾けるとともに、事業所の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
3. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
4. 輸送の安全に関する情報の公表については、国土交通省告示で定めるところにより行う。

(輸送の安全に関する目標)

第六条

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、具体的な目標及び計画を次の通り定める。

1. 交通事故件数

事業所における運転者に対する出入庫点呼の実施をはじめとした運行管理を徹底し、交通事故件数0件を継続的に達成すべく、輸送の安全管理体制を一層強化する。

2. 輸送の安全に関する投資

新システムの開発・普及等により、車両の安全技術の向上が一段と進展していることに鑑み、先進的技術の装着車両への代替等、設備投資計画の促進を図るとともに、輸送の安全確保の上で必要と認められたものについては、積極的かつ効率的な予算的処置の対応に努める。

(輸送の安全に関する計画)

第七条

1 . 輸送の安全に関する教育の実施

- (1) 各事業所における運転者に対する日々の運行管理の徹底を図るとともに、人材の育成及び輸送の安全意識の向上に資するため、別途定める「教育及び研修計画」に基づき、必要な教育・訓練を実施するものとする。
- (2) 支店を通じて輸送の安全確保に関する意見やヒヤリハット情報を積極的に汲み上げ、経営トップに伝えるとともに、必要かつ重要な事項については、全社的情報として周知徹底を図るものとする。
- (3) 関係行政機関及び関係業界団体等が行う輸送の安全確保に関する講演、講習会、セミナー等の行事に積極的に参加し、安全に関する情報の収集に努めるとともに、必要かつ重要なものについては全社員に対し周知徹底を図るものとする。

第四章 輸送の安全に関する業務の実施及び管理

(輸送の安全に関する重点施策)

第八条

1. 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令、輸送の安全に係わる社内諸規定及び本規定を遵守する。
 - (2) 輸送の安全確保に有効であると認められた場合は、施設又は設備に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じる。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する事項を定め、これを適確に実施する。
2. 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(社内組織)

第九条

1. 輸送の安全確保のための責任体制の構築及び実施体制の確立を図るため、次に掲げる者を選任する。
 - (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 安全統括管理者が病気等やむを得ない理由により、長期不在となる場合は、経営トップは別途安全統括管理者を選任し、その業務に当たらせるものとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第十条

1. 取締役のうち、貨物自動車運送事業法輸送安全規則第2条の6に規定する要件(下記、参照)を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して3年以上従事した経験を有する者

イ.事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務

ロ.事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務

ハ.イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十一条

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

(1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を徹底すること。

(2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

(3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

- (4) 輸送の安全に関する報告連絡相談体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 輸送の安全の確保に関し、経営トップに対し意見を述べる等により必要な改善処置を講ずること。
- (7) 事業所における運行管理が適正に行われるよう、支店長を通じて運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全の確保のため、必要な社員教育又は研修を行うこと。
- (9) その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条

経営トップと運行管理者及び運転者等事業所との双方向の意思疎通を円滑にすることにより、輸送の安全に関する情報を適時・適切に社内に伝達すると共に、情報の共有化を図るよう努めるものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条

- 1 . 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- 2 . 事故、災害等が発生した場合、経営トップ、安全統括管理者及び社内の必要な部署等に速やかに報告すること。
- 3 . 安全統括管理者は、第一項の報告連絡体制の周知を図るとともに、同連絡体制が円滑に機能し、また事故、災害等の発生に際しては速やかな対応が可能となるよう必要な指示を行う。
- 4 . 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等が発生した場合は、同規則の定めにより、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条

第六条第一項の輸送の安全に関する目標を達成し、必要な人材育成のため、教育及び研修に関する具体的な事項を定め、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条

1 . 安全統括管理者は、内部監査実施責任者を指名し、安全マネジメントに基づく実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は、同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

内部監査実施責任者は、内部監査を実施した者に監査結果を「内部監査報告書」にまとめさせ、安全統括管理者に報告する。

2 . 安全統括管理者は、前項のほか自ら 3 年に 1 回輸送の安全確保に関する内部監査を実施する。

3 . 安全統括管理者は、前 1 項及び 2 項の内部監査が終了したときはその結果を、また改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全確保のための方策を検討し、必要な是正処置又は予防処置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条

内部監査結果のほか、事故・災害の発生等の理由により輸送の安全に関する業務内容に改善の必要が生じた場合は、遅滞なく安全確保のための是正処置又は予防処置を講じるものとする。

2 悪質な法令違反等により重大事故を引き起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項について、更に高度の安全の確保のための処置を講ずるものとする。

(情報の公開)

第十七条

1 . 国土交通省告示に基づき、次に掲げる事項について、インターネットその他適切な方法により毎年度外部に公表するものとする。

輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

事故、災害等に関する報告連絡体制

安全管理規程

輸送の安全に関する教育及び研修の事項

輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた処置内容

安全統括管理者に関する情報

2. 事故発生後における再発防止策もしくは、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善処置について国土交通省に報告したときは、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時・適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する記録、報告書及び関係帳票類の保存期間次の通りとする。
 - (1) 次に掲げる記録の保存期間は3年とする
輸送の安全に関する事業運営上の方針作成に当たっての会議の議事録
経営トップの指示、報告、連絡事項
安全統括管理者の指示、報告、連絡事項
内部監査の結果
経営トップに報告した是正処置又は予防処置
事業所からの報告、要望、提案等
運転教育及び安全教育・研修計画及び実施内容
 - (2) 次に掲げる記録の保存期間は7年とする
自動車事故及び災害発生報告(社内報告)及び付属書類
 - (3) 次に掲げる記録の保存期間は永久保存とする
発生した事故及び災害の原因等の分析検討会記録
3. その他関係法令で定めるものは、それに準ずるものとする。

(規定の見直し及び改善)

第十九条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的又は適時適切に見直しを行い、必要な改善を図るものとする。

第五章 付則

(その他)

第二十条 本規定に定めのない事項については、貨物自動車運送事業法等関係法令及び当社が定める「安全衛生管理規定」等社内規定によるものとする。

(施行期日)

第二十一条 本規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

(付則)

本規程は平成 21 年 7 月 1 日 付けで制定し、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。

改 訂 履 歴

改訂 NO	改訂 年月日	改訂理由	改訂内容	承認	作成
第 1 版	2009 年 7 月 1 日	制定	_____	伊藤 幸一	伊藤 千代乃